

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

**鳥取県人事委員会規則第26号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略 防災監 次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター、 <u>産 業振興戦略総室</u> 及び農業大学校 の次長を除 く。） 副出納長 局長 県民室の室長 （人事委員会が 承認したものに 限る。） 自治研修所の所 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 文化観光局の副 局長  衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	2種	知事の 事務部 局	本庁	略 防災監 次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター及び 農業大学の次 長を除く。）  副出納長 局長 県民室の室長 （人事委員会が 承認したものに 限る。） 自治研修所の所 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 文化観光局の副 局長（ <u>人事委員 会が承認したも のに限る。</u> ） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	2種

<p>消費生活センターの所長（人事委員会が承認したものに限り。）  市場開拓局の局長  農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限り。）  農林総合技術研究院の院長（人事委員会が承認したものに限り。）  行政監察  建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限り。）  参事監</p>			<p>消費生活センターの所長（人事委員会が承認したものに限り。）  市場開拓局の局長  農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限り。）  農林総合技術研究院の院長（人事委員会が承認したものに限り。）  行政監察  建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限り。）  参事監</p>	
<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。）  <u>防災局の副局長</u>  消防防災航空室の室長  公益法人・団体指導室の室長  政策法務室の室長  県民室の室長  自治研修所の所長及び次長  福利厚生室の室長  <u>次世代改革室の室長</u>    地域資源振興室の室長  衛生環境研究所</p>	<p>3種</p>		<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。）    消防防災航空室の室長  公益法人・団体指導室の室長  政策法務室の室長  県民室の室長  自治研修所の所長及び次長  福利厚生室の室長  <u>文化観光局の副局長</u>  <u>とっとりイメージ創出室の室長</u>  地域資源振興室の室長  衛生環境研究所</p>	<p>3種</p>

	<p>の所長及び次長 消費生活センタ ーの所長 <u>産業振興戦略総 室の室長及び次 長</u> 市場開拓室の室 長 地産地消推進室 の室長 農業大学の校 長、次長及び部 長 農林総合技術研 究院の院長 和牛全共室の室 長 会計管理室の室 長 出納室の室長 建設事業評価室 の室長 総括検査専門員</p>			<p>の所長及び次長 消費生活センタ ーの所長  市場開拓室の室 長 地産地消推進室 の室長 農業大学の校 長、次長及び部 長 農林総合技術研 究院の院長 和牛全共室の室 長 会計管理室の室 長 出納室の室長 建設事業評価室 の室長 総括検査専門員</p>	
	<p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに情報シス テム管理室、県 史編さん室及び 衛生環境研究所 の室長を除 く。） 民芸振興官 <u>産業振興戦略総 室産業立地政策 チームのチーム 長</u> <u>産業振興戦略総 室企業誘致推進 チームのチーム 長</u> <u>産業振興戦略総 室新事業開拓チ ームのチーム長</u></p>	4種		<p>室長（管理職手 当に係る区分が 2種及び3種の 職を占める職員 並びに情報シス テム管理室、県 史編さん室及び 衛生環境研究所 の室長を除 く。） 民芸振興官</p>	4種

		産業振興戦略総 室雇用・人材確 保チームのチー ム長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	
		略	
地方 機関	総合事務所	略	3種
		局長（東部総合 事務所福祉保健 局、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除く。） 副局長 課長（保健衛生 課の課長にあっ ては、人事委員 会が承認したも のに限る。） 農業改良普及所 の所長 鳥取環状道路建 設推進室の室長 山陰道推進室の 室長 大規模基盤整備 室の室長 大山中海観光室 の室長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備室 の室長	
		略	
	略		
略			

		略	
地方 機関	総合事務所	略	3種
		局長（東部総合 事務所福祉保健 局、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除く。） 副局長 課長（保健衛生 課の課長にあっ ては、人事委員 会が承認したも のに限る。） 農業改良普及所 の所長 鳥取環状道路建 設推進室の室長 山陰道推進室の 室長 大規模基盤整備 室の室長 大山中海観光室 の室長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備推 進室の室長	
		略	
	略		
略			

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。